

改正

平成30年2月15日告示第19号

令和2年5月29日告示第164号

世羅町移住体験事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、本町への移住を希望している者（以下「移住希望者」という。）が本町での生活を体験するため居住する住宅の使用に関して必要な事項を定めることにより、本町への移住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 移住希望者 本町への移住を希望する者のうち、町の移住相談窓口を通じて移住しようとする者をいう。ただし、転勤又は婚姻による転入者は除く。

(2) 移住体験事業 本町に移住を希望する者に対し本町での生活を体験するために次号に定める住宅を使用させることにより町内における生活を体験させる事業をいう。

(3) 住宅 前号に規定する移住体験事業において利用できる住宅で、日常生活を営むための家具、電化製品その他の住宅に関する備品を備えた住宅及びその附帯施設並びに敷地をいう。

(物件)

第3条 移住体験住宅の物件は、町が指定した物件とする。

(移住体験申請)

第4条 移住体験を希望する移住希望者（以下、「申請者」という。）は、「世羅町移住体験事業申請書」（様式第1号。以下「申請書」という。）に「世羅町移住体験事業に係る承諾書」（様式第2号）及び本人確認書類を町長に提出しなければならない。

(移住体験許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、「世羅町移住体験事業許可書」（様式第3号。以下「許可書」という。）を交付する。

(体験期間)

第6条 移住体験の期間は1週間（6泊7日）単位で最長4週間とし、前条に規定する許可書において定める。

(体験料金)

第7条 移住体験に係る体験料金は、下記のとおりとする。

区分	期間	料金	備考
体験料	1週間	10,000円	

2 使用者は前項の体験料を前納しなければならない。

3 体験料には、光熱水費（電気、水道）、燃料費（ガス代）、放送受信料、インターネット利用料を含むものとする。

4 第2項により納めた料金は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認められた場合、その全部又は一部を還付することができる。

5 前項の規定により料金を還付する場合及び還付割合は、次の各号に定めるところによる。ただし、日割り計算はしない。

(1) 天災事変、申請者又は親族の疾病、その他申請者の責めに帰することができない理由により借用できなくなった場合は、既に納付した料金から使用済期間分の料金を差し引いた差額の100分の100とする。

(2) 町長が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合は、既に納付した料金から使用済期間分の料金を差し引いた差額の100分の100とする。

(3) その他やむをえない事由により町長が特に認めた場合は、その都度還付割合を決定する。

(申請者の遵守事項)

第8条 申請者は、前条第1項による料金を納めた後に、町長から住宅の鍵を受け取り、施設を借受けるものとする。この場合、申請者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 留守や就寝時に施錠するなど、施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。

(2) 火気の取扱に注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること及び備えつけの備品、什器類を適切に取り扱うこと。

(3) 施設周りの除草や清掃を適宜行い、施設を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。

(4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。

(5) 体験期間が満了したときは、室内外の清掃を行い、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。

(6) その他、施設の使用に関し町長が必要と認める事項

(制限される行為)

第9条 申請者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為

(2) 住宅を拠点に事業を行うこと。

(3) 体験者以外の者を同居させること。

(4) 興業及び展示会、その他これに類する催しの開催

(5) 文書、図書、その他の印刷物の貼付又は配布

(6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為

(7) 犬猫等のペットを飼育すること及び近所の住民に迷惑を及ぼす行為

(8) 施設の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。

(9) 体験期間中は就労（短期アルバイト等を含む。）をしないこと。

(10) その他施設の使用にふさわしくない行為

(許可の取消)

第10条 町長は、申請者に第8条及び前条の規定に違反する行為があったと認めたときは、第5条の規定による許可を取消することができる。

(明渡し)

第11条 申請者は、体験期間が終了する日まで及び前条の規定に基づき許可が取消された場合にあっては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、申請者は通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 申請者は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に町長に通知しなければな

らない。

3 町長は、第1項後段の規定に基づき申請者が行う原状回復の内容及び方法について申請者と協議するものとする。

(立入り)

第12条 町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、申請者の承諾を得ることなく住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 申請者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入り拒否をすることはできない。

(損害賠償)

第13条 申請者は、故意又は過失により住宅、附属設備又は備品を毀損、汚損及び滅失したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむをえない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項前段の規定による住宅、附属設備又は備品を毀損、汚損、滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(事故免責)

第14条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月15日告示第19号)

この告示は、平成30年2月15日から施行する。

附 則 (令和2年5月29日告示第164号)

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）
様式第1号（第4条関係）

世羅町移住体験事業申請書

年 月 日

世羅町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

世羅町移住体験事業実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

申請の理由						
希望体験住宅名						
希望の体験期間		年 月 日から			年 月 日まで	
到着等予定時間		到着予定時間		時	分頃	
		出発予定時間		時	分頃	
移住体験者	氏名	性別	申請者との続柄	生年月日（年齢）	勤務先	備考
				年 月 日（ ）		
				年 月 日（ ）		
				年 月 日（ ）		
				年 月 日（ ）		
添付書類		1 申請者（代表者）の現住所及び本人確認ができるもの（免許証の写し等） 2 様式第2号 世羅町移住体験事業に係る承諾書 3 その他町長が必要と認める書類				
町記載欄 ※この欄へは記載しないで提出してください。						
体験料計算 体験期間 _____ 週 × 10,000 円/1 週 = _____ 円						

様式第2号（第4条関係）
様式第2号（第4条関係）

世羅町移住体験事業に係る承諾書

年 月 日

住 所

氏 名

私は、世羅町移住体験事業（以下「体験事業」という。）の申請に係り、下記の内容について承諾いたします。

記

○体験事業の期間と移住体験者

- ・体験事業の期間と移住体験者は申請書へ記載のとおりとする。

○体験料

- ・体験事業の体験料は、1週間（6泊7日）単位で1週間あたり10,000円とし、体験事業の開始日までに納付しなければならない。
- ・体験料には、光熱水費（電気、水道）、燃料費（ガス代）、放送受信料、インターネット利用料を含むものとする。
- ・灯油代、飲食費、寝具及び日常生活に係る消耗品並びに交通費等の体験料に含まれない費用は、体験事業申請者（以下「申請者」という。）の負担とする。

○維持管理

- ・申請者は、借り受けた住宅を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。また、住宅、附属設備又は備品の全部又は一部が毀損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。
- ・申請者は、故意又は過失により、住宅、附属設備又は備品を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- ・地震・火災・水害等の災害、建物所有者がその維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず電気、ガス、水及びその他建物の設備に起因もしくは関連し、または盗難等により申請者がこうむった損害に対しては、世羅町はその責を負わない。
- ・申請者の使用により生じた軽微な修繕に係る費用については、申請者がその全てを負担するものとする。

○遵守事項

- ・申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1)留守や就寝時に施錠するなど、施設を善良に管理すること。また、住宅の鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
 - (2)火気の取扱に注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること及び備えつけの備品、什器類を適切に取り扱うこと。

- (3) 施設周りの除草や清掃を適宜行い、施設を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 体験事業の期間が満了したときは、室内外の清掃を行い、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
- (6) その他、施設の使用に関し町長が必要と認める事項。

○制限される行為

- ・申請者は、住宅において次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
 - (2) 住宅を拠点に事業を行うこと。
 - (3) 体験者以外の者を同居させること。
 - (4) 興業及び展示会、その他これに類する催しの開催を行うこと。
 - (5) 文書、図書、その他の印刷物の貼付又は配布を行うこと。
 - (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為を行うこと。
 - (7) 犬猫等のペットを飼育すること及び近所の住民に迷惑を及ぼす行為を行うこと。
 - (8) 施設の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
 - (9) 体験期間中は就労（短期アルバイト等を含む。）をしないこと。
 - (10) その他施設の使用にふさわしくない行為をすること。

○許可の取り消し

- ・町長は、申請者が本注意事項に違反した場合及び体験事業を継続することが困難であると判断した場合は、許可を取り消すことができる。

○明渡し

- ・申請者は、体験事業の終了後は、直ちに施設を明け渡さなければならない。この場合申請者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。これは、体験事業の許可を取り消した場合も同様とする。
- ・申請者は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に町長に通知しなければならない。
- ・町長及び申請者は、第1項後段に記載された原状回復が必要な場合は、その内容及び方法について協議するものとする。

○立入検査

- ・町長は、住宅の防火、住宅の構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、申請者の承諾を得ることなく住宅内に立ち入ることができるものとする。
- ・申請者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

○事故免責

- ・住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、世羅町はその責任を負わないものとする。

○協議

- ・町長及び申請者は、本承諾書及び世羅町移住体験事業実施要綱等に定めがない事項並びに本承諾書の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

様式第3号 (第5条関係)

世羅町移住体験事業許可書

年 月 日

様

世羅町長



年 月 日付けで申請のあった世羅町移住体験事業申請について、世羅町移住体験事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり許可します。

体験住宅名						
体験期間		年 月 日から			年 月 日まで	
到着等予定時間		到着予定時間			時	分頃
		出発予定時間			時	分頃
移住体験者	氏名	性別	申請者との続柄	生年月日 (年齢)	勤務先	備考
				年 月 日 ()		
				年 月 日 ()		
				年 月 日 ()		
				年 月 日 ()		
体験料	体験期間	週	× 10,000 円/1週 =			円